

令和5年度 第10回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年12月20日（水） 午後2時30分から午後2時50分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本 俊治
（委員）	2番	前田 豊
	3番	松本 強
	4番	中松 良友
	5番	高田 敏治
	6番	古塚 雅章
	7番	木下 勝博
	8番	亥野 祐一
	9番	芝辻 直和
	10番	奥村 幸弘
	11番	大前 有三
	12番	光岡 大介
	13番	松本 彌生
	14番	庄治 郁夫

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫
（主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈穂美 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第22号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件 <審議結果：承認>
- 【報告第30号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第31号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第32号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第33号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、11番大前委員と12番光岡委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第22号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第22号について説明いたします。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されております、本申請地における農業の主たる従事者が、死亡により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
庄治委員、お願いします。
- 庄治委員 議案第22号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。
以上で、地元委員からの説明は終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第22号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第22号につきましては、交付することとします。
これより、報告案件に入ります。
まず、報告第30号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第30号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第31号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第31号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地法施行規則第29条第1号についてご説明します。
耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合は、施設の設置面積が200㎡未満であるときに限り、農地法第4条の手続きではなく農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。
参考としまして、農業用施設には、農業用道路、農産物集出荷施設、農機具格納庫、耕作に必要な不可欠な駐車場やトイレ等が該当します。
当該届出は、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第32号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第32号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第33号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第33号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時50分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
